

## 令和7年度 第1回中野区文化財保護審議会 議事要旨

### 1 開催日時

令和7年11月20日(木) 14時から15時10分

### 2 開催場所

中野区立歴史民俗資料館1階 研修室

### 3 出席者

委員：大石学、松原智美、山崎祐子、渡辺丈彦（敬称略）

事務局：区民部 文化振興・多文化共生推進課

（外園文化財担当係長、比留間学芸員、藤掛学芸員）

### 4 傍聴者

2名

### 5 報告事項

（1）旧中野刑務所正門について

（2）名勝哲学堂公園について

（3）区内文化財の動向について

### 6 公開の可否

公開

#### ・配付資料

資料1-1 旧中野刑務所正門移築・修復工事等の進捗について

資料1-2 旧中野刑務所正門の活用に関する方針について

資料2 令和7年度名勝哲学堂公園の整備の進捗について

資料3 区内文化財の動向について

## 7 報告内容（要旨）

### （1）旧中野刑務所正門について（資料1-1、1-2）

#### ・事務局

資料1-1「旧中野刑務所正門移築・修復工事等の進捗について」、資料1-2「旧中野刑務所正門の活用に関する方針について」に基づき、説明。

#### ・委員

進捗は工程表どおりか。

#### ・事務局

令和6年度に正門の基礎の件があって工事を中断して以降は、概ね工程表どおりに進行している。11月末以降、正門は西側の曳家先の敷地で修復工事が進められ、門が元あった方の敷地は平和の森小学校の新築工事が開始される。

#### ・委員

曳家から3か月程度経過したが、外観上正門に大きな変化はないか。

#### ・事務局

曳家は正門に影響の及ばない速度で行われたため、特に変化はなかった。また、正門直下の免震装置の稼働も開始したため、今後は地震が発生しても免震される。

#### ・委員

外観は常時公開とのことだが、これまで正門は矯正施設の敷地内にあり、通常は立入りができない状態で保存がされてきた。今後は、敷地の周囲に塀等が設置されるのか。

#### ・事務局

曳家先の敷地自体は平和の森公園の拡張用地として整備されるため、一般的な公園に設置される植栽帯や敷地周囲を囲う柵等は設置される予定である。公園は複数の出入口から通り抜けができる状態となる予定である。

#### ・委員

正門の周囲に常時人が滞在できる状態ということか。

#### ・事務局

そのとおりである。ただ、正門の内部保護の観点から、平常時は大扉を閉じておき、公開時に開放することを考えている。

#### ・委員

夜間等の不審者への対策は何かあるのか。

#### ・事務局

敷地内に防犯カメラは設置される予定である。また、正門内部には機械警備装置が設置され、侵入があった際には発報が行われる。

#### ・委員

文化財のき損が起こらないよう、対策についてご検討いただきたい。

#### ・委員

正門同様、公園等に常設されている文化財について、どのような防犯対策を行っているか、どのようなことが実際に発生したか調べた方が良い。

・委員

曳家の見学会について、30名定員のところを33名に増員し、実際に多くの方が見学に来たのはよかった。それだけ多くの人に関心があるということの表れだと思う。公園が整備されて公開されるのは大分先となるが、何か工事期間中に一般公開等は予定されているのか。

・事務局

曳家先の敷地はこれまでよりもかなり狭く、敷地の南側には、仮設事務所や資材の保管場所が設けられている。そのため、敷地内に見学者を入れることは難しい状況である。ただ、敷地周囲の仮囲いの一部を透明パネルにしているため、北側の通路より工事の進捗はご覧いただけるようになっている。

・委員

資料1-2の1(3)に「規模や環境面から資料展示等の最小限のパネル展示程度が適切」との記載があるが、「最小限のパネル展示が適切」という表現は、展示を行うことに対して消極的な姿勢に見えてしまう。「限られた環境の中で可能な限り効果的な」といった、最大限を目指す表現にした方が良い。

・事務局

当該部分は、既刊の保存活用計画からのそのまま引用したため、このような表記となっている。今後、対外的に発信を行っていく際には、表現の工夫を行っていく。

・委員

初期は最小限の展示であったとしても、環境面等の課題が解決されれば展示を変えていくということであれば、「当面は」という言葉を用いると、改善を予定しているという積極性が表現されるのではないだろうか。

・委員

見学会等の区民の反応はいかがだったか。

・事務局

正門が動いていることに見学者は驚いており、ようやく正門を間近で見ることができてよかったとの感想もいただいた。見学会では来場者に対して、正門の認知度や区ホームページでの情報発信に関する認知度を聞くアンケートを実施したが、情報発信に関しては正門に関する認知度が低いという課題があったため、今後も積極的な周知を行っていきたい。

・委員

正門を保存することに関しては、反対派の人も一定数いたと認識している。今回の見学会ではそういった意見はなかったか。

・事務局

見学会に参加された方の中には、保存について快く思っていない方もいた可能性はあるが、アンケートに回答いただいた方の意見は概ね良好であった。

・委員

概ね好意的な意見が多かったとのこと良かった。今後も積極的な情報発信を行い、区民等が正門への理解を深められるようにしてほしい。

(2) 名勝哲学堂公園について(資料2)

・事務局

資料2「令和7年度名勝哲学堂公園の整備の進捗について」に基づき、説明。

なお、常識門や六賢台等の文化財建造物の修復については専門の部会を設けており、本日ご欠席の内田委員にご参画いただきご助言をいただいている。

・委員

部会にはどのような人が参画しているのか。

・事務局

建造物に特化した小委員会のため、建築を専門とされる内田委員や、構造を専門とされる学識者に参画いただいている。作成した図面等をご覧いただき、修復の程度が妥当かなど様々なご意見をいただいている。

・委員

部会にはどのような位置づけとなるのか。

・事務局

哲学堂公園の整備等を含めた包括的な検討委員会が設けられており、そこに付随する小委員会の位置づけとなる。

・委員

部会に参画する学識者は、区の公園所管課や建築所管課に意見を具申するということか。

・事務局

おっしゃるとおりである。

・委員

現管理棟は2階建てであったと記憶しているが、新管理棟についてはより高層となるのか。

・事務局

現管理棟は地上2階建てだが、新管理棟では新たに地下を1階設け、現管理棟と同じ場所に建て替える予定である。

なお、現管理棟は約40年前に建てられたものだが、基礎構造を示す詳細図面が存在しない。現在の建造物であれば、「総掘り」といって基礎の範囲全てを掘り下げて耐震性を確保する工法を採ることも多いが、現管理棟についてはそこまで基礎の掘削を行っていないことも考えられる。そのため、現管理棟下に七十七場の一つである鑽仰軒の遺構や埋蔵文化財が残存している可能性があり、予定通りに事業が進行するかは読めないところがある。

・委員

現管理棟の周囲について、遺構が残存している可能性があるということか。

・事務局

現管理棟の周囲で埋蔵文化財の確認調査を行った結果、七十七場に係る近代の遺構は確認されなかったが、近世や縄文時代の遺構は確認された。そのため、現管理棟下についても遺構が残存している可能性が考えられるということである。管理棟に隣接するテニ

スコートで埋蔵文化財の試掘調査を行った際にも、近世や縄文時代の遺構が多数確認されているため、遺構が確認されてもおかしくはない。

・委員

近代の遺構が確認された際には、その下のそれ以前の時代の遺構も確認することになるのか。

・事務局

公園全体が名勝に指定されており、現行の地割や用途を変えることはできない。また、近代の遺構は哲学堂公園の核心となるため、破壊することはできない。そのため、現管理棟下で確認された場合は、床面積を変える等計画を変更せざるを得ない。

・委員

鑽仰軒については、輪郭等がわかるような資料は残っているのか。

・事務局

詳細な資料は残っていない。しかし、哲学堂の入口には哲学関・真理界と書かれた石柱があり、その入口を入ってすぐのところに鑽仰軒があったとされている。入口の左手には哲理門があることから、鑽仰軒は右手にあったと考えられるが、位置が正確に示された平面図等はない。

・委員

現在公園内には車両等も進入しているが、それも難しくなるということか。

・事務局

地下構造を破壊しなければ、車両の進入は問題ない。

なお、近代以前の近世や縄文時代の埋蔵文化財については、哲学堂公園の本質的価値を構成する要素ではないため、工事に際しての試掘調査で発見されても、記録保存を行うことで当該地での工事は可能となる。

・委員

これまでに遺構が確認された例はあるのか。

・事務局

近世以前に関しては多数確認されているが、近代の遺構については確認されていない。

近代の遺構の中で特に保存が求められているのは、哲学堂公園の本質的価値を構成する七十七場に係る遺構になる。七十七場に係る遺構が確認された際には、周囲の調査状況からその下に縄文時代等の遺構が残存している可能性が示されたとしても、それ以上掘削等の調査を行うことはできない。

・委員

管理棟の建て替えに際しては、どこかで展示等の機能を担うことになるのか。

・事務局

新管理棟内に哲学堂公園についての説明等を展示する施設は設ける予定である。

・委員

機能を縮小する、あるいは無くすということが無いよう、代替案等を検討いただきたい。

平成に行われた「ルネッサンス整備」とはどのようなものだったのか。

・事務局

平成の初頭に公園所管課主体で行われた公園整備である。図面類が断片的にしか残っていないため、変更が加えられた箇所が判然としない部分がある点が課題である。

(3) 区内文化財の動向について

・事務局

資料3「区内文化財の動向について」に基づき、説明。

・委員

山崎家書院・茶室について、今後の予定はどのようになっているのか。

・事務局

令和7年度に学術調査を行い、令和8年度に登録又は指定に向けて文化財保護審議会での審議を進め、令和9年度以降に修復に向けた基本設計・実施設計を行っていくことを予定している。

・委員

先に登録を行い、その後指定を行うということになるのか。

・事務局

正門のように、文化財保護審議会での審議にて指定相当であるとの答申が提出され、教育委員会での議決の結果、最初から指定文化財となった例もある。そのため、審議会での審議・答申と教育委員会での議決次第と考えている。

・委員

「三岸家住宅アトリエ」の所有者変更はどのような経緯だったのか。

・事務局

元々は個人が所有していたが、優れた住宅を後世に継承することを目的として活動する一般社団法人住宅遺産トラストを通じ、今後も文化財建造物の保存と活用を積極的に行っていきたいという事業者に継承された。

・委員

当該団体は、このような事例を多く取り扱っているのか。

・事務局

当該団体には内田委員も参画されていて、相続等の問題で建造物を手放さざるを得なくなってしまった人と、継承を行いたい個人・団体との仲介や調査等を行っているため、同様の事例を多く取り扱っているようである。

・委員

中野区内では同時進行でこのような案件を取り扱うことはあるのか。

・事務局

区内の他の国登録有形文化財（建造物）については、現在のところ所有者変更等に係る相談は受けていない。

・委員

今後、所有者変更に係る相談等があった場合には、当該団体に相談を行うのか。

・事務局

当該団体から意見を聴取したり、所有者の方に当該団体を紹介したりすることは考えられる。

・委員

現在「三岸家住宅アトリエ」には人は住んでおらず、新所有者が管理しているということか。

・事務局

おっしゃるとおりである。

なお、旧所有者の頃から当該住宅では、雑誌や映画の撮影等にスペースを貸出す活用事業を行っており、新所有者になってからも同事業を継承している。また、東京都教育委員会が主催する「東京文化財ウィーク」にも特別公開事業として参加しており、改修計画についても、この「東京文化財ウィーク」内で発表が行われたものである。

(4) その他

・委員

前回の審議会の際、石碑等に関して所在調査等を行う旨の報告があったと思うが、その後進捗はいかがか。

・事務局

これまでに作成された記録の内容については、情報を更新できる表の形に落とし込み、立会等で近隣を訪れた際に確認を進めているところである。また、区民等から情報を募る仕組みについても、検討を進めてまいりたい。

・委員

中野区の場合、建造物等有形の文化財が多くある。有形の文化財は危機的な状況にあるということがわかりやすいが、無形の文化財については、存在に気づかれぬまま消滅している、あるいは、適切な時期に継承に係る補助を受けられず、気づいた時には既に継承が途絶えてしまっているという事例が多く見られる。無形の文化財の保護の仕組みに関しても、今後検討を進めてほしい。

・事務局

次回の審議会は3月を予定しているため、改めて日程調整を行わせていただく。オンラインでの参加も可能なため、ご検討いただきたい。

以上

## 令和7年度 第1回中野区文化財保護審議会 次第

### 1 日 時

令和7年11月20日(木) 午後2時から午後4時(終了時間は予定)

### 2 会 場

中野区立歴史民俗資料館 研修室

### 3 内 容

(1) 開会の挨拶

(2) 第23期中野区文化財保護審議委員の委嘱状交付

(3) 会長・副会長の選出

新会長 新副会長 ご挨拶

(4) 報告事項

- ・旧中野刑務所正門について
- ・名勝哲学堂公園について
- ・区内文化財の動向について

#### 【配付資料】

- ・資料1-1 旧中野刑務所正門移築・修復工事等の進捗について
- ・資料1-2 旧中野刑務所正門の活用に関する方針について
- ・資料2 令和7年度名勝哲学堂公園の整備の進捗について
- ・資料3 区内文化財の動向について

## 旧中野刑務所正門移築・修復工事等の進捗について

旧中野刑務所正門（文化財名：旧豊多摩監獄表門。以下、「正門」とする。）に関する各事業について、以下のとおり報告する。

## 1 曳家の実施について

令和7年7月28日（月）から8月5日（火）にかけて曳家を実施し、正門は元の位置から西側へ約11.2m移動した。なお、曳家までには、以下の工事を実施した。

## (1) 正門内部及び正門周囲

正門内部は、壁面の上部に鉄骨水平ブレース（枠状の補強材）を設置し、建物の一体性の確保や補強を行った。

正門直下は、正門の元の基礎の周囲に設置した補強基礎を仮受鋼材で支持しながら徐々に掘削を行い（写真1）、耐圧盤（荷重を支えるための鉄筋コンクリート製の床）を設置したほか、元の基礎と補強基礎の底面を覆うように更なる補強基礎を設置した。その後、正門を曳家後の高さまで約1.2mジャッキアップし（写真2）、レールやコロ棒の上に組まれた移動装置の上に移された（写真3）。この移動装置を油圧ストロークジャッキ（写真4）で正門東側から押すことでコロ棒が転がり、1日あたり15～20m移動した。

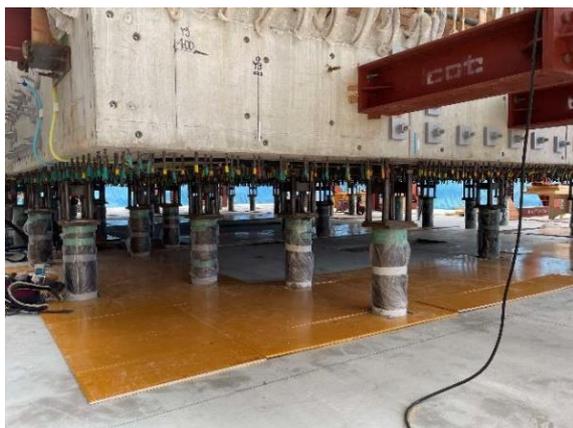


写真1 仮受鋼材での支持

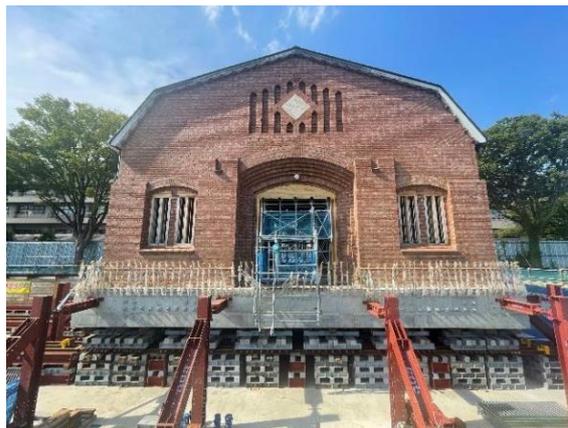


写真2 正門のジャッキアップ



写真3 正門の移動装置



写真4 油圧ストロークジャッキ

## (2) 曳家経路及び曳家先

曳家経路は、耐圧盤上に、正門の南側・中央・北側の3か所を通るよう、レールが設置された。

曳家先の免震ピット（免震装置が入る空間）には、免震装置の基礎が造られた（写真5）。この基礎に免震装置がつき、レール上を移動してきた正門（写真6）はこの免震装置の上に載せられた。



写真5 免震装置基礎

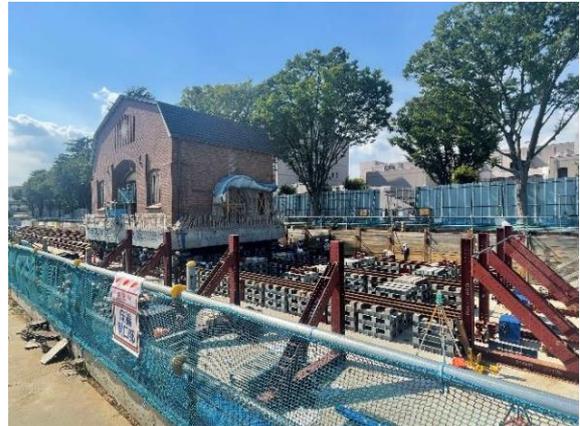


写真6 曳家開始直後の正門

## 2 曳家の一般見学会及び情報発信等について

煉瓦造建造物の曳家は、全国的にも珍しい事例であり、旧豊多摩監獄や旧中野刑務所の歴史や背景を含め、多くの人々に興味を持ってもらうきっかけとなるほか、今後の活用に向けた気運を高めていくため、7月29日(火)から31日(木)までの3日間で全10回の一般見学会を実施した。定員については、当初各回30名、計300名としていたが、391名にのぼる応募があったため、定員を各回33名に増員し、抽選を行った。見学会当日は、268名の区民等の参加があった（写真7、8）。

曳家の様子については、複数の報道機関による発信に加え、現在、区ホームページに曳家のタイムラプス動画等を公開している。

なお、見学会参加者を対象としたアンケート結果から、若年層へのアプローチや、区ホームページをはじめ、SNSによる情報発信強化の必要性が明らかとなったことから、今後は中野区公式チャンネルでの動画配信などを積極的に行っていくとともに、旧小菅刑務所庁舎や煉瓦造建造物など関係文化財と連携した情報発信の強化、活用時における連携・協力を検討していく。



写真7 見学前の説明



写真8 現地での見学

### 3 曳家実施後の工事について

正門の移動後、正門の元位置や曳家経路は、耐圧盤をカッターで切断した後に撤去し（写真9）、埋め戻しを行った（写真10）。

免震ピットは東側にも擁壁が設置され、正門周囲の犬走りにも鉄筋コンクリート造の床が設置された（写真11）。また、正門の東西には、外構再現として鉄格子塀を設置するため、門柱の設置工事が進められている（写真12）。

今後、正門が元あった側の敷地では、平和の森小学校の新築工事が開始される。正門については、内部の修復や屋根等の復原が行われる。



写真9 耐圧盤の撤去



写真10 埋め戻し後の曳家経路



写真11 犬走りの配筋



写真12 門柱の再現

### 4 今後の予定

令和7年11月	仮囲いに正門に関する説明を貼付
令和7年11月末	移築工事の完了
12月	仮囲いに子どもたちの絵を貼付
令和7年度中	正門の活用に関する検討
令和8年度	正門の活用に関する検討、正門内部展示設計
令和9年2月	修復工事の完了
7月末	記録・保存業務の完了
令和9年度	正門の活用に関する検討、正門内部展示制作・施工
令和10年5月	正門の公開開始

## 旧中野刑務所正門の活用に関する方針について

## 1. 旧中野刑務所正門保存活用計画の概要（第5章「活用計画」より）

## (1) 公開その他活用の基本方針

- ①日本の近代建築史に影響を与えた煉瓦造建築物である表門の価値を伝える。
  - ・表門自体が展示物であり、復元修理を行うことで当時の姿を復元し展示する。
  - ・VRを用いるなど、往時の表門の姿を感じられるよう工夫を行う。
  - ・表門の理解を深めるための資料展示を用意し、そのための展示スペースの確保を図る。
- ②日本の行刑の近代化を推進する先駆的役割を担った旧豊多摩監獄の歴史を伝える。
  - ・日本の行刑・矯正の歴史において、他の監獄施設（明治五大監獄、小菅刑務所、網走監獄等）との関係や位置づけなど、旧豊多摩監獄が果たした役割を学べる場とする。
  - ・模型やVRなどを用いて、監獄の敷地内や建物の変遷が分かる工夫を行う。
- ③地域の近代発展を示す公的施設と連携する。
  - ・中野区の近代の歴史遺産として希少価値を発信する。
  - ・矯正会館や地域の近代発展を示すその他施設と連携する。

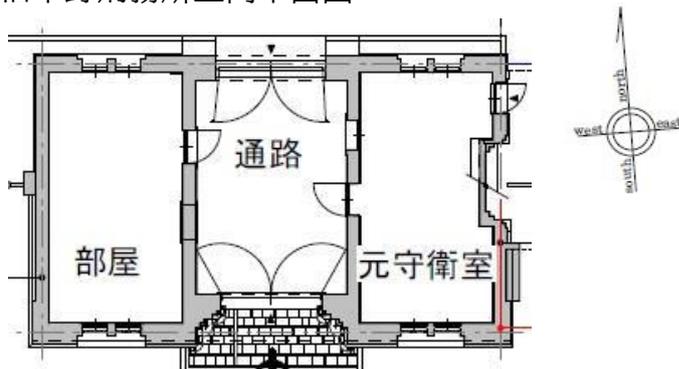
## (2) 公開の方法

- ・表門の外観は常時公開とする。
- ・通路・元守衛室・部屋内部については、文化財保護の観点から常時解放せず、土日祝日や申込制による限定公開が望ましい。

## (3) 内部展示の内容

具体的な記載はないが、規模や環境面から資料展示等の最小限のパネル展示程度が適切との見解が示されている。

## 2. 旧中野刑務所正門平面図



## 3. 旧中野刑務所正門の活用についての考え方（案）

- ・内部展示は、表門の理解を深めるとともに、中野区の近代の歴史遺産としての価値や地域の歴史・文化を伝える役割を担う。
- ・両側の室の専有面積はそれぞれ 26 m<sup>2</sup> (15.73 帖) 程度と限られているため、内部展示資料はコンセプトをしばり、重点的な内容に限定する。

- ・その他の資料については、歴史民俗資料館や区役所、区内文化施設等での展示を通じて補完する。
- ・関心の薄い層や未認知層への周知を図るため、内部スペースの一部を貸出スペースとして活用するほか、外観をフィルムコミッション等へ提供することで、旧中野刑務所正門への興味関心の裾野を広げる。

#### 4. 展示・活用方針（案）

##### ①西側部屋：常設展示

- ・関心層（コア層）をターゲットに来訪を促す展示を行う。
- ・発掘調査成果や、旧中野刑務所正門に特有の資料（煉瓦、徽章、壁面のコア抜き材、床材など）を中心に構成する。
- ・来訪者の反応や需要を見ながら段階的に改善・充実を図る。

##### ②東側元守衛室：企画展・貸出

- ・企画展を定期的実施し、コア層の複数回の来訪を促進する。
- ・講演会や学習会等にも活用可能なように整備し、地域に身近な場所として旧中野刑務所正門に関心のない層の取り込みを図る。

##### ③外観活用

フィルムコミッション等への活用を通じて、旧中野刑務所正門の魅力を広く発信し、関心層の拡大を図る。

#### 5. 展示連携・アウトリーチ（案）

- ・歴史民俗資料館との連携展示を実施し、相互に補完し合う双方向的な展示を目指す。
- ・区役所・中野ZEROや区外関連施設等での出張展示を行い、区内外への周知を図る。

#### 6. 公開の運営方法（案）

- ・外観は常時公開とする。
- ・内部公開については、当初は試験的運用期間を設け、見学者数や利用の需要、要望を検証した上で、本格的な運用としていく。

#### 7. ふるさと納税の活用等

効果的な広報や周知の一助となるよう、旧中野刑務所正門をはじめとした文化財の保存活用事業をふるさと納税の充当先とすることのほか、ふるさと納税の返礼品として活用できるノベルティグッズの開発について検討していく。

## 令和7年度名勝哲学堂公園の整備の進捗について

哲学堂公園の再整備については、昨年度に引き続き、令和7年度も設計及び修復作業を進めている。哲学堂公園は本質的価値を有すると評価されている哲学堂七十七場を中心に、公園全体が文化財であることから、修復及び保存し後世に伝えていく必要がある。本資料では、文化財に係る「常識門」、「六賢台」、「埋蔵文化財調査」の進捗状況を報告する。

## 1 常識門

常識門は明治42(1909)年から明治45(1912)年頃に建築されたと推定され、昭和63(1988)年に中野区指定有形文化財にされている。令和6年度は設計業務を実施し、令和7年度は修復工事を進めている。

現在、常識門の周囲は仮囲いが施され、本柱、控え柱、小脇扉等が取り外されている。昨年度の設計や調査に基づき、作業場において腐朽している部材を取り替えて、各資材を加工しているところである。特に課題となっているのは、本柱に掛ける聯である。一部欠損し書体が不明な文字があるが、聯の文字は創立者である井上円了が揮毫したとされていることから、東洋大学にて円了の書体を確認して復原を進める方針である。修復工事は令和7年度中に完了する予定である。



写真1 本柱抜き取り状況



写真2 木材加工状況

## 2 六賢台

六賢台は時空岡に位置し、明治42(1909)年に山尾新三郎の設計により建築された三層六角の朱色の建物である。建物の語源は東洋の六賢人(聖徳太子、菅原道真、荘子、朱子、龍樹大士、迦毘羅仙)を奉ることから「六賢台」と命名され、昭和59(1984)年に中野区指定有形文化財にされている。

六賢台は平成のルネッサンス整備により改修工事がなされたが、その後に修理が行われた記録はなく、現在目視による状態でもシロアリの蟻害、キノコの発生、瓦の欠損などが確認されている。令和7年度は修復に向けた設計業務を開始しており、主な内容として地盤調査、建物の部分解体、図面作成、既存

資料の調査を行っている。令和8年度は実施設計となり、引き続き修復方法を検討していく。



写真3 地盤調査と足場組立



写真4 1階床下状況



写真5 1階柱墨書



写真6 相輪刻印

### 3 埋蔵文化財調査

哲学堂公園は国名勝であるとともに、哲学堂公園内遺跡(中野区No.43)として埋蔵文化財包蔵地に該当していることから、再整備に伴い影響を受ける範囲は事前に確認調査を行う必要がある。令和7年度は現管理棟と同位置に新管理棟を建替える予定のため、周囲にトレンチを設定した。

管理棟周辺は哲学堂七十七場の一つである讚仰軒(註1)が存在したと推定されている場所であるが、讚仰軒に関する遺構は未検出であった。一方で、縄文時代と近世の遺構と遺物が確認され、さらに令和5年には隣接するテニスコートで同時代の遺構と遺物が発見されているため、周囲に遺跡が広がる可能性が高いと考えられる。このため管理棟の建替え前に再度調査が必要である。また、斜面地も柵や手すりを更新する予定のためトレンチを設定して確認調査を行った。調査の結果、該当箇所は現地表面から約30cm程度が平成のルネッサンス整備により攪乱を受けていた。このため手すりや柵の更新時には工法を検討した上で設置を行えば影響は軽微であると判断される。

註1 哲学堂七十七場の一つで門を監守する建物であったとされている。



写真7 階段脇のトレンチ



写真8 縄文土器

	短期	中期	長期
公園施設	基本設計	実施設計・工事 (第1期)	実施設計・工事 (第3期)
		実施設計・工事 (第2期)	実施設計・工事 (第4期)
管理棟	運営・活用方針検討、設計等	仮設・準備工	建築工事
古建築物等 修復	常識門		石造物
		六賢台・霊明閣・客観廬・主観亭	

表1 今後の予定

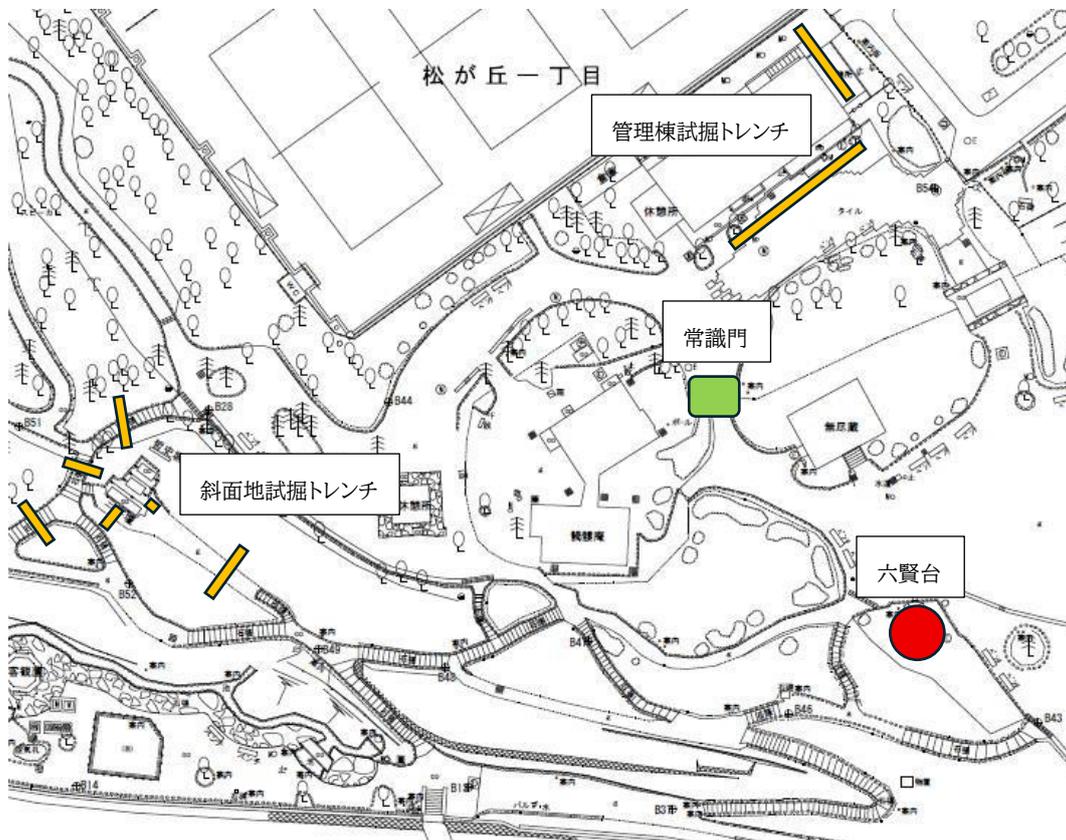


図1 位置図(10月末時点)

## 区内文化財の動向について

## 1 山崎家書院・茶室の学術調査の実施

山崎家書院・茶室は、区内に所在する数少ない江戸時代に建築された建物の一つで、貴重な文化財であると認識しており、中野区の文化財としての登録または指定を行いたいと考えている。しかし、建物自体の学術調査は寄贈を受けた40年前に行われたのみで、平成17年（2005）には屋根など一部の改修工事が実施されているが、その後の更新内容を反映した図面類が存在しておらず、現在も劣化が進行している状況である。このことについて、令和6年度第1回中野区文化財保護審議会（令和6年8月22日開催）にて報告を行った際、再度調査を行い、文化財的な価値について改めて明らかにする必要がある旨の意見があった。

これを受け、将来的な区登録・指定文化財としての登録・指定や修復工事を見据え、建物の文化財的価値と現況・劣化状況等を把握するための資料作成を目的として、令和7年6月より学術調査を開始した。現在、学術調査業務の受託者で書院・茶室の実測や劣化状況調査を行い、作図等の作業を進めている。また、調査成果を検討し報告書を作成するにあたっては、建築を専門とする学識者（計2名）に意見聴取を行う予定である。



写真1 山崎家書院・茶室



写真2 屋根裏の様子



写真3 床下の様子

## 2 「三岸家住宅アトリエ」の改修計画について

令和6年7月末付けで所有者が変更となった国登録有形文化財（建造物）「三岸家住宅アトリエ」は、文化財的価値の継承と長寿命化、積極的な活用の実現に向けた修復や補強の検討が行われ、令和7年10月28日にその改修計画に関する発表が行われた。

計画では、当初設けられていたコーナーウィンドウの再現や、後年増築された「応接室」の移設保存、劣化部分の補強等が予定されている。本件については大規模な改修となるため、現状変更に先立ち東京都を通じて文化庁へ報告を行い、適切な時期に現状変更の届出の進達を実施する予定である。



写真4 竣工時の三岸家住宅アトリエ  
©三岸アトリエ



写真5 現況の三岸家住宅アトリエ  
©三岸アトリエ



図1 改修プランイメージ ©建築継承研究所